

# 平成25年度 行政運営方針

愛知労働局

1、愛知労働局では労働行政を総合的に推進するため、平成25年度においては、「若者の雇用対策の推進」、「地方自治体等との連携による就職促進」、「安心して働くことのできる環境整備」、「女性の活躍促進」を重点に取り組むこととしており、労働基準部では、以下の施策を重点対策として取り組むこととしています。

平成29年において平成24年と比較して15%以上減少させることを目指します。

○ 製造業（特に食料品、製造業、金属製品製造業）、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）を重点業種として対策に取り組みます。

とする多岐にわたる調査が必要な事案の処理にあたっては、署管理者の的確な指示・指導による進行管理の一層の徹底と事務処理の効率化を図るとともに、局署一体となった組織的な対応を行うことにより、6か月以上の長期未決事案の新規発生防止を図ります。

2、前記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

○ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年厚生労働省策定、平成23年2月一部改正）に基づき指導を行うとともに、「長時間労働の抑制に向けた取組の推進」、「職場における健康管理対策の推進」等に取り組めます。

2、前記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

(1) 死傷災害減少を図るための労働災害防止対策の推進

○ 安全確保対策の推進

○ 安全確保対策の推進

○ 平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする第12次労働災害防止推進計画により、

○ 健康確保対策の推進

○ 健康確保対策の推進

死亡者数について平成29年において40人を下回ることと死傷者数について

(3) 労災補償請求長期未決事案の新規発生防止

(3) 解雇、賃金不払事案等への的確な対応

○ 精神障害等をはじめ

(4) 未払賃金立替払制度

(4) 未払賃金立替払制度

## 事業主の皆様へ

### 年間安全衛生計画を作成しましょう

愛知労働局

労働災害の一層の減少を図っていくには、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルという一連の過程を定めて、組織的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を確立し、適切に運用していくことが重要です。

労働災害防止に対する自社の説明責任のためにも、安全衛生目標を設定し、その目標を達成するための安全衛生計画を作成しましょう。

なお、作成された年間計画書については、労働基準監督署への提出は不要です。

安全衛生計画書の様式（雛形）は当局ホームページ（[http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/kariya/23110630001.html](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kariya/23110630001.html)）に掲載してあります。